

「台風12号にかかる災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの台風災害により罹災し、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は11月30日(水)までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

記

○災害救助法の適用地域

※後日追加される可能性もありますので各自ご確認ください。

（鳥取県） 東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町

（三重県） 熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町

（奈良県） 五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村

（和歌山県） 田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町

（岡山県） 玉野市

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世帯に属する学生も対象となります。

<事務取扱時間>

■夏季期間（7月31日～9月24日）までの事務取扱時間

→平日 9:00～11:30、12:30～16:00、土曜日9:00～12:00

夏季期間明け（9月25日以降）の事務取扱時間

→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

※但し、次の期間は閉室しております。

日曜・祝日（授業実施日は開室）、9月の第2土曜日、10月の第2土曜日

以上